

社外役員の独立性の判断基準

東京ガス株式会社

当社は、当社の社外役員（社外取締役、社外監査役）が下記①～⑩のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

- ① 親会社・兄弟会社の業務執行者
- ② 子会社の業務執行者
- ③ 発行済株式総数 10%以上の主要株主（法人等の業務執行者含む）
- ④ 取引金額が連結売上高の 2%以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
- ⑤ 当社の会計監査人・顧問弁護士
- ⑥ 過去 3 年以内に上記①～⑤に該当する者
- ⑦ 当社から多額の寄付（過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額以上）を受けている組織の業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（過去 3 事業年度の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の 2%以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑨ ①～⑧の近親者（2 親等以内の親族）
- ⑩ 当社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役ならびに執行役員）が社外役員を務める会社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役、執行役ならびに執行役員）である者

以 上